



平成 27 年 5 月 12 日

各 位

会社名 スターゼン株式会社  
代表者名 取締役社長中津瀨 健  
コード番号 8043(東証第一部)  
問合せ先 広報 IR 室長 海老原俊司  
(TEL 03-3471-5521)

### 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 27 年 5 月 12 日開催の取締役会において、平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 76 回定時株主総会に、株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 株式併合

##### (1) 株式併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、全ての国内上場会社の普通株式の売買単位を 100 株に統一することを目指しております。

東京証券取引所に上場する当社といたしましては、この趣旨を尊重して、当社株式の売買単位を変更(1,000 株から 100 株に変更)することとし、併せて、当社株式につき、証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準(5 万円以上 50 万円未満)を維持することを目的として、株式併合(10 株を 1 株に統合)を実施するものであります。

##### (2) 株式併合の内容

併合する株式の種類

普通株式

併合の方法・比率

平成 27 年 10 月 1 日をもって、平成 27 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記録された株主様の所有株式数を基準に、10 株につき 1 株の割合をもって併合いたします。

### 併合により減少する株式数

株式併合前の発行済株式総数（平成 27 年 3 月 31 日現在）	87,759,216 株
株式併合により減少する株式数	78,983,295 株
株式併合後の発行済株式総数	8,775,921 株

（注）株式併合により減少する株式数及び株式併合後の発行済株式総数は、併合前の発行済株式総数に株式併合の割合を乗じた理論値です。

#### 株式併合の影響

株式併合により、発行済株式総数が 10 分の 1 に減少することとなりますが、純資産等は変動しませんので、1 株あたりの純資産額は 10 倍となり、株式市況の変動など他の要因を除けば、当社株式の資産価値に変動はありません。

#### （3）1 株未満の端数が生じる場合の処理

株式併合の結果、1 株に満たない端数が生じた場合には、会社法の定めに基づき、一括して処分し、その代金を端数の生じた株主様に対して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### （4）株式併合により減少する株主数

平成 27 年 3 月 31 日現在の当社株主名簿に基づく株主構成は、次の通りであります。

#### 【当社の株主構成】（平成 27 年 3 月 31 日現在）

	株主数（割合）	所有株式数（割合）
10 株未満所有株主	374 名（ 2.10% ）	1,342 株（ 0.00% ）
10 株以上所有株主	17,450 名（ 97.90% ）	87,757,874 株（ 100.00% ）
全株主	17,824 名（ 100.00% ）	87,759,216 株（ 100.00% ）

（注）上記株主構成を前提として、株式併合を行った場合、10 株未満のみご所有の株主様 374 名（1,342 株）は、株主としての地位を失うこととなりますが、株式併合の効力発生前に、「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことも可能ですので、お取引の証券会社または当社の株主名簿管理人までお問い合わせください。

#### （5）株式併合の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 76 回定時株主総会において、本株式併合に関する議案及び下記「3．定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 2. 単元株式数の変更

### (1) 単元株式数の変更の理由

上記「1.(1) 株式併合の目的」に記載した「売買単位の集約に向けた行動計画」に対応するためであります。

### (2) 単元株式数の変更の内容

当社普通株式の単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更いたします。

### (3) 変更日

平成 27 年 10 月 1 日

### (4) 単元株式数の変更の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 76 回定時株主総会において、上記「1. 株式併合」に関する議案及び下記「3. 定款の一部変更」に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

## 【ご参考】

株式併合及び単元株式数の変更に係る効力発生日は平成 27 年 10 月 1 日ですが、株式売買後の振替手続きの関係で、平成 27 年 9 月 28 日をもって、東京証券取引所における当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されるとともに、株価に株式併合の効果が反映されることとなります。

## 3. 定款の一部変更

### (1) 定款変更の目的

上記「1.(1) 株式併合の目的」に記載のとおり、株式併合を実施し、株式併合の割合に応じて発行可能株式総数を減少させるため現行定款第 5 条（発行可能株式総数）を変更するとともに、単元株式数を 1,000 株から 100 株に変更するため現行定款第 7 条（単元株式数）を変更するものであります。なお、本変更につきましては、株式併合の効力発生日である平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生じる旨の附則を設け、当該変更の効力発生日をもって本附則を削除するものといたします。

平成 27 年 5 月 1 日に施行された「会社法の一部を改正する法律」（平成 26 年法律第 90 号）において、責任限定契約を締結できる範囲が変更となりました。当社では、取締役、監査役候補者の範囲を広げるため、責任限定契約の範囲を変更するものであります。

(2) 定款変更の内容

変更の内容は次の通りであります。

(下線は変更箇所を示します。)

現行定款	変更案
第1条～第4条 (省略)	第1条～第4条 (現行どおり)
第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>2億株</u> とする。	第5条 (発行可能株式総数) 当社の発行可能株式総数は <u>2,000万株</u> とする。
第6条 (省略)	第6条 (現行どおり)
第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>1,000株</u> とする。	第7条 (単元株式数) 当社の単元株式数は <u>100株</u> とする。
第8条～第29条 (省略)	第8条～第29条 (現行どおり)
第30条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、 <u>社外取締役</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。	第30条 (取締役の責任免除) 当社は、取締役会の決議によって、取締役(取締役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u> との間で、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。 ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第31条～第40条 (省略)	第31条～第40条 (現行どおり)

現 行	変更案
<p>第 41 条（監査役の責任免除）            当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 42 条～第 49 条（省略）             （新設）</p>	<p>第 41 条（監査役の責任免除）            当社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。</p> <p>2. 当社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、<u>監査役</u>との間に、同法第 423 条第 1 項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額とする。</p> <p>第 42 条～第 49 条（現行どおり）   <u>附則</u>  <u>第 5 条（発行可能株式総数）及び第 7 条（単元株式数）の効力は、平成 27 年 10 月 1 日をもって効力を生じるものとし、当該変更の効力発生日をもって本附則を削除する。</u></p>

（ 3 ）定款の一部変更の条件

平成 27 年 6 月 26 日開催予定の第 76 回定時株主総会において、上記「 1 . 株式併合」に関する議案及び本定款の一部変更に関する議案が承認可決されることを条件といたします。

4 . 株式併合、単元株式数の変更及び定款の一部変更の日程

取締役会決議日 平成 27 年 5 月 12 日  
 定時株主総会決議日 平成 27 年 6 月 26 日（予定）  
 株式併合の効力発生日 平成 27 年 10 月 1 日（予定）  
 定款の一部変更の効力発生日

- ・ 第 5 条（発行可能株式総数）及び第 7 条（単元株式数）  
 平成 27 年 10 月 1 日（予定）
- ・ 第 30 条（取締役の責任免除）及び第 41 条（監査役の責任免除）  
 平成 27 年 6 月 26 日（予定）

以 上

## 【ご参考】

### 株式併合と単元株式数の変更に関するQ & A

Q 1 株式併合とはどのようなことですか。

株式併合とは、複数の株式を合わせてそれより少ない数の株式とすることです。今般、当社では、10株を1株にすることを予定しております。

Q 2 単元株式数とは何ですか。

単元株式数とは、会社法によって定められ、証券取引所での株式の売買単位となっている株式数であり、株主総会の議決権の単位ともなっている株式数です。

現在の当社の単元株式数は1,000株ですが、今般、単元株式数を1,000株から100株にすることを予定しております。

Q 3 株式併合と単元株式数の変更とはどのようなことですか。

全国証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」に基づき、国内の上場株式の単元株式数、すなわち売買単位を最終的に100株にすることを目標としており、当社はこれに応えるべく、売買単位である単元株式数を現在の1,000株から100株に変更するものです。

また、単元株式数の変更と同時に株式併合を実施することとし、10株を1株に併合したうえで、単元株式数を1,000株から100株に変更いたします。併合実施後の100株は併合実施前の1,000株に相当することから、併合上の理論上の株価は併合前の10倍となりますので、実質的には現在の投資単位に変動は生じないこととなります。

Q 4 株式の所有株式・議決権はどのようになるのですか。

株式併合と単元株式数の変更を同時に行った際、その効力発生の前後では次のようになり、所有株式数は減少いたしますが、議決権数は変わりません。

	効力発生前		効力発生後		
	所有株式数	議決権数	所有株式数	議決権数	端数株式
例	4,000株	4個	400株	4個	なし
例	1,503株	1個	150株	1個	0.3株
例	405株	なし	40株	なし	0.5株
例	1株	なし	なし	なし	0.1株

株式併合の結果、1株に満たない端数（以下「端数株式」といいます。）が生じた場合は、すべての端数株式を当社が一括して処分し、その処分代金の合計額を各株主様の端数株式に応じてお支払いいたします。

また、効力発生前のご所有株式数 10 株未満の株主様は、株式併合によりすべてのご所有株式が端数株式となります。株主様の保有機会を失わせてしまうことを深くお詫び申し上げますとともに、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

なお、株式併合前に「単元未満株式の買増し」または「単元未満株式の買取り」の手続きをご利用いただくことにより、端数株式の処分を受けないようにすることも可能です。具体的なお手続きは、お取引の証券会社または後記の株主名簿管理人までお問い合わせください。

Q 5 株式併合は、資産価値に影響を与えないのですか。

株式併合の前後で、会社の資産や資本に変化はありませんので、株式市況の変動など他の要因を除けば、株主様がお持ちの当社株式の資産価値が変わることはございません。

ご所有株式数は併合前の 10 分の 1 となり、例えば 1,000 株お持ちの株主様の株数は 100 株になりますが、1 株あたりの純資産額は併合前の 10 倍となります。

また、株価につきましても理論上は併合前の 10 倍となります。

Q 6 所有株式数が減れば、受け取ることができる配当金が減りませんか。

ご所有株式数は 10 分の 1 となりますが、株式併合の効力発生後にあっては、株式併合の割合（10 株を 1 株に併合）を勘案して 1 株当たり配当金を設定させていただく予定ですので、業績の変動など他の要因を除けば、株式併合を理由にお受け取りになれる配当金の総額が変動することはございません。ただし、株式併合により生じた端数株式につきましては、当該端数株式に係る配当は生じません。

なお、端数株式につきましては Q 4 に記載のとおり、端数株式処分代金をお支払いさせていただきます。

Q 7 株主優待に変更はありませんか。

毎年 3 月末に当社の株主様に対して、当社株式 1,000 株以上 5,000 株未満、5,000 株以上 10,000 株未満、10,000 株以上の 3 種類の株主様ご優待品を進呈しております。

株式併合後は、株主優待方針の変更がない場合は、平成 28 年 3 月末所有の 100 株以上 500 株未満、500 株以上 1,000 株未満、1,000 株以上ご所有の株主様に対して 3 種類の株主様ご優待品を発送することとなります。

Q 8 スケジュールはどのようになっていますか。

次のとおり予定しております。

平成 27 年 6 月 26 日 定時株主総会決議日

平成 27 年 9 月 25 日 現在の単元株式数（1,000 株）での売買の最終日

平成 27 年 9 月 28 日 当社株式の売買単位が 1,000 株から 100 株に変更されます。  
株価に株式併合の効果が反映されます。

平成 27 年 10 月 1 日 株式併合と単元株式数変更の効力が発生します。

Q 9 株主側で、何か必要な手続きはありますか。

株主様にお願いする特段のお手続きはございません。

【お問合せ先】

株主名簿管理人

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部

電話 0120-288-324（フリーダイヤル）

受付時間 平日 9時～17時

以 上